

文教委員會議錄 第十二号

昭和三十三年三月十八日(水曜日)

午後二時開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事上村千一郎君 理事小澤佐重喜君

理事坂田 道太君 理事二宮 武夫君

理事三木 喜夫君 理事山中 吾郎君

日井 莊一君 木村 武雄君

熊谷 義雄君 田川 誠一君

谷川 和雄君 床次 徳二君

中村庸一郎君 橋本龍太郎君

松田竹千代君 松山千恵子君

三田村武夫君 落合 寛茂君

川崎 寛治君 長谷川正三君

前田榮之助君 鈴木 一君

出席國務大臣

文部大臣 灘尾 弘吉君

出席政府委員

文部事務次官 八木 徹雄君

文部事務官 (大臣官房長) 蒲生 芳郎君

文部事務官 (初等中等教育) 福田 繁君

文部事務官 (教育部長) 杉江 清君

文部事務官 (管理局長) 杉江 清君

委員外の出席者

文部事務官 (初等中等教育) 岩間英太郎君

自治事務官 (財政課長) 岡田 純夫君

財政課長 岡田 純夫君

専門員 田中 彰君

三月十六日

小、中学校児童、生徒に対する通学
費国库補助に関する請願(井出一太)

第一類第六号

文教委員會議錄第十二号 昭和三十三年三月十八日

郎君紹介(第一二九七号)

義務教育費の財源確保に関する請願
(井出一太郎君紹介)(第一二九八号)

学校図書館法の一部改正に関する請願
(坂村吉正君紹介)(第一四〇六号)

同(田川誠一君紹介)(第一四六六号)

同(安宅常彦君紹介)(第一四五七号)

同(安宅常彦君紹介)(第一四五六号)

同(安宅常彦君紹介)(第一四五六号)

同(安宅常彦君紹介)(第一四五六号)

同(安宅常彦君紹介)(第一四五六号)

同(安宅常彦君紹介)(第一四五六号)

同(安宅常彦君紹介)(第一四五六号)

同(安宅常彦君紹介)(第一四五六号)

同(安宅常彦君紹介)(第一四五六号)

同(安宅常彦君紹介)(第一四五六号)

同(安宅常彦君紹介)(第一四五六号)

同(安宅常彦君紹介)(第一四五六号)

同(安宅常彦君紹介)(第一四五六号)

同(安宅常彦君紹介)(第一四五六号)

同(安宅常彦君紹介)(第一四五六号)

同(安宅常彦君紹介)(第一四五六号)

同(安宅常彦君紹介)(第一四五六号)

同(安宅常彦君紹介)(第一四五六号)

同(安宅常彦君紹介)(第一四五六号)

同(安宅常彦君紹介)(第一四五六号)

同(安宅常彦君紹介)(第一四五六号)

同(安宅常彦君紹介)(第一四五六号)

同(安宅常彦君紹介)(第一四五六号)

同(安宅常彦君紹介)(第一四五六号)

同(安宅常彦君紹介)(第一四五六号)

同(安宅常彦君紹介)(第一四五六号)

同(安宅常彦君紹介)(第一四五六号)

同(安宅常彦君紹介)(第一四五六号)

同(安宅常彦君紹介)(第一四五六号)

同(安宅常彦君紹介)(第一四五六号)

同(安宅常彦君紹介)(第一四五六号)

同(安宅常彦君紹介)(第一四五六号)

同(安宅常彦君紹介)(第一四五六号)

同(安宅常彦君紹介)(第一四五六号)

同(安宅常彦君紹介)(第一四五六号)

○(前田榮之助君紹介)(第一四六四号)

高等学校の施設整備及び全員入学等
に関する請願(松井政吉君紹介)(第
一四六五号)

学校栄養士設置に関する請願外一件
(江崎眞澄君紹介)(第一五三四号)

は本委員会に付託された。

本日(水曜日)に付した案件

義務教育諸学校施設費国庫負担法の
一部を改正する法律案(内閣提出第
八〇号)

文教行政の基本施策に関する件

○久野委員長 これより会議を開きま
す。

文教行政の基本施策に関する件につ
いて調査を進めます。質疑の通告があ
りますのでこれを許します。山中吾郎
君。

○山中(吾)委員 福田局長にお伺い
いたしますが、昭和三十三年三月七日付
で各都道府県知事あてに、学校におけ
る補助教材の取り扱いなどについての
通達をされたことは間違いございません
か。

○福田政府委員 通達をいたしまし
た。

○山中(吾)委員 その通達の内容は私
不適當とは思っておりません。しかし
受け取り方について新聞の記事を見ま
すと、どうも正しく受け取っていない
ようでありまして、これはやはり学
校教育上国会の質疑の中で明確にして

おかないと、誤解があつて教育の進展
に支障を来たすようなことがあつては
いけないと思ひますので、三点ほど簡
潔にお聞きしますから、明確に、簡単
に、時間をかけないようにお答え願つ
て、安心をして各地方で教育できるよ
うに、有効な質疑応答にいたしたいと
私は思ふのです。というのは、通達全
体を読んでみますとそういうふうには
感じないのですが、その新聞の記事か
ら見ますと、先生がリベートをとつて
おるといふ弊害だけが強調される、ま
た一方にそのために学校等では教科書
以外の必要の有効な教材をなるべく採
用しないほうがよいというふうな受け
取り方のように反響いたしておるよう
でありますので、この点はまことに遺
憾であります。

そこでま正面からお聞きしておきた
いと思ひますけれども、この通達をさ
れた趣旨全体からいふと、学校の教科
書以外に有効適切な補助教材を使用
することは、文部当局としてはむしろ
教育効果のためにきわめて重要と考へ
られておられると私は思ひますが、そ
のことについて局長としての御見解を
聞いておきたいと思ひます。

○福田政府委員 結論から先に申し上
げますと、御指摘になりましたよう
に、学校では教科書以外の教材につき
ましては、適切なものがあればこれを
積極的に使つてもよろしい、こういう
ような学校教育法の規定がございます
す。したがつてこの教科書以外の教材
を使ひます場合には、あらかじめ教育

委員会に対して届け出あるいは承認等
の手続を経て、有効適切なものを利用
するわけでございます。最近御承知の
ように学習帳あるいは練習帳、問題帳
等がたふさん出ておまして、そして
その内容必ずしも全部が適切であると
は言ひがたいものの中にはあるようで
ございます。また一昨年来この購入方
法などをめぐつてとかくの批判がござ
いますので、そういう点を是正する
意味で通達を出したわけでございま
す。学校におきましても教員が全体の
奉仕者として当然にそういう問題を扱
う際には、慎重にやつてもらいたい、
こういう趣旨で出したのでございま
すから、適切有効な教材を使うことを、
抑制する趣旨ではないことはもちろ
んでございます。

○山中(吾)委員 いまのお答えは有効
適切な教材の使用を抑制したり阻止し
たりする意思は毛頭ない。むしろ教育
効果を高めるのには当然採用すべきも
のは採用すべきだといふ御趣旨でござ
いますね、念のためにいま一度。

○福田政府委員 有効適切な教材はで
きる限り利用するほうが望ましいとい
うことには変わりはないわけでござい
ます。

○山中(吾)委員 それから通達の趣旨
について、学習評価のところに、安易
に問題帳等で代用することはいけな
いといふので、一般の客観テストの使
用についていろいろ規制を加えたり抑
制したりする意思ではないと思ひます
が、客観テストというものは一般的

学問基準その他によって衆知を集めて
できるので、個々の担任の先生がで
きるものじゃないと思いますから、そ
ういう意味においてそういうものを制
限限ると考えてしかるべきか、そう
いう御趣旨かどうか。

○福田政府委員　いわゆる客観テストの中にもいろいろあると思います。私

どもでいろいろ調査したところではいろいろございまして、必ずしもそれが指導要領にびつたり適合しているとはいいがたいものもあり得るかと思えます。したがってそれぞれのそういう客観テストの問題自体によることでございますけれども、決してそのいいものものを使ってはいかぬという趣旨ではございません。私どもとしてはやはりそういうものを使用する場合には、できる限り十分検討した上で使用していただきたいと思います。またそれを

使うことによって採点までもいわずに、業者者に依頼するというようなことは、これは教師としてどうであらう。そういう点はやはり学校で適当な指導のもとに行なうのが適切ではないか、こういうふうに考えておるわけでもあります。したがって一がいにこの客観テスト全部いけない、こういう趣旨ではないことはもちろんでございます。

○山中(吉)委員　客観テストのような場合にはむしろ専門家が採点をする。その結果を担当の学校あるいは教師に通報するというふうなほうがむしろより正確である場合もあると思うのです。この通牒が出たあとに、新聞の投書欄の中に、良心的な教師がそういうふうな立場において、結果を知らない教師は困るが、そういうふうな知能テストその他のものについては、あるいは

は大学の研究室から依頼されることもあるでしょう。そうすると、研究室で採点をして、あなたの学校はこういう結果であるというふうな措置の中に教育的な処理があるわけであります。その点局長の言われるのはまた誤解を生むのじゃないかと思うので、いま一度お答えを願いたい。

○福田政府委員　大学などで研究のためにそういう客観テストをつくって、これの調査をするという場合は当然におっしゃるとおりだと思いますが、市販されておりやすいいわゆるテストの中にはいろいろなものがございます。したがって名称はいわゆる客観テスト、標準テストというようなことばを使っているようにございますけれども、やはり中身をよく見まさんと、いろいろございますから、一がいには私はおっしゃるようには言えないと思います。

○山中吾委員 私は一がいに答弁を聞いておるのじやなしに、われわれが小学校在学中にそういうテストをされて、むしろ担当の先生がすると不公平な採点をするというので、全然違った者に採点をさせて、その結果を教育的に利用するというふうなこともされたことを覚えてゐるわけですから、一がいに論議をすべきでないが、通牒の出

し方の中に切欠、丁寧に説明をしない
と、やはり逆に答弁のほうが一がいにな
ってしまふと私は思うので、それを
申し上げるわけであります。その点に
ついてはいま大体の局長の答弁でその
趣旨はわかったと思いますが、なおそ
の点懇切丁寧に教育的に、消極的にな
らないように、こういうものの使い方
についていいものは有効に積極的に使
用するし、弊害があるものは、これは

教育的判断で学校が採択しないというふうな自由もあり、判断もあるわけですから、その点の御処置を適切にされたいと思う。

それから次にリベートということばが新聞に出ておったわけですが、確かに百円の定価のものに九十円だけを支払つて、あと十円をふところに入れる

なんとすることはもつてのほかで、初めから問題にならない。定価は定価どおり、副読本、副教材を学校が採択をする場合にも、たとえば百名の生徒児童のうちに、十人あるいは五人、学年途中に父兄の転勤の関係で転校したり、またその学校に来る生徒児童がある。あるいは困窮児童もある。あるいは紛失することもある。そのときに学年途中でこういう教材というものが手に入らない場合が通常である。学期初めに一定の数を発行すれば、あとなく

なってくる。そういう関係で、教育的必要上、学校において、たとえば五％とか一〇％多く寄付さすとか、寄贈さすということは、これは常識的に行つておる。それは私は教育的であると思ふのです。百円の定価というものを百円で買ふけれども、生徒百名のときに百十冊分だけを、十冊は寄贈さす、そして父兄が公務のために転勤し、転校

してきたその子供にそれを与える補充を持てないといふと、それを与えられないのです。これは良識的な学校教師がやっておるのですね。これをも阻止するということになると、現実には合わなくなってくる。そういうことをお認めにならないと、教育現場の実際には合わないのですね。そこは私は差しつかえないと思うのですが、いかがでしょう。

○福田政府委員　その点は非常にデリケートな問題があらうかと私どもは思うのであります。おっしゃるように、常識の範囲でそれが処理される限りにおいてはけっこうだと思えますけれども、従来のいろいろな慣行を調べてみますと、そういう美名のもとにいろいろなことが行なわれているという例が往々

ある。うでございます。したがって、私どもとしては、たとえば華要保護児童などのためにそれを寄贈するというような場合に、その分は一般の子供に渡るほうの定価の中に入っているということになるわけでございます。したがって一般の子供のほうは、定価とおりに買って、そしてその負担をさせられておる。部数にもよりますけれども、そういうのがいろんな問題の点でありますから、やはりその辺ははじめをはっきりつけるべきではなからう

か。特に準要保護児童の場合におきましては、以前はともかく、最近におきましては、山中委員御承知のように、就学奨励費の中で学用品等の購入費を十分見られるような単価の積算をいたしております。また援助率も年々引き上げてまいっておりますので、その限りにおいては私は支障はなкаろうと考へております。したがって、常識の範

困を逸脱しない範囲において、できる限りやはりその辺ははじめをつけて運用されるほうが適當ではないかというように私は思っております。

山中(吾)委員 局長の言われる定価百円のものを百円子供から徴収して、業者に百円返さないで九十円にする。これはあくは初めから認めるのは教育的でないと思ふのですよ。そうでなく、百円のものは百円であるが、何ぼ

か部教を多く学校に寄贈させて、それを紛失した者であるとか、転校してきた者にやるということをしなないと、これはやれないのです。ほとくの長男も学校の教師をしておって、聞いてみたのです。どうだ。そうすると、これは教育的にどうしてもそうせざるを得ないので、弊害は少しも認めた感じはない

い。そして年間に紛失した者とが転校してきた者にやるということをしない
と、もう手に入らないというのです。
その学校ごとに。そこで、そのところ
は常識的に許されるものは差しつか
えないということでない、実際問題
は教育的なものをも窺息をせしめると
いうのでお聞きしておるので、あなた
のように、いつも答弁をいかにも消極
的にいまのようなことばかり言われて
おると、同じことになってしまうので
すね。実際の現場の現実において必要

なもののはやはりこれを認めていくということを前提としていかなないと、逆にマイナスになるものが出るといふことなので、この点をもう少し肯定的にお答え願わないと、せっかくのあの通牒そのものも、文章を見ますと、そのとおりだと私は思う。そのとおりだと思うのが、受け取り方によってはマイナスの面だけを出して非常に消極的に

する。そして教育的に正しいことがかえって正しくないような受け取り方をさせておるといふふう考えるので、その点をさらにお答え願っておきたいと思う。

○福田政府委員　その辺の運用の問題は、私どもとしてはそれぞれの教育委員会が実際に指導に当たる問題だと思いますが、いままでの教材会社など、やっておりますいろいろな方法を調べ

てみますと、おっしゃるようなことだけではなくて、いろいろな方法があるようでございます。したがって私どもとしては、やはり抽象的に、常識的に処理できる範囲でなければ、やはりそこいら問題が發生する余地があるというふうな考えをわけでありました。したがって公費でまかない得るものは公費でちゃんと購入するというたてまえのほうがより適切ではないか。しかしながら実際の運用に当っては、そういう学校あるいは教育委員会の常識的な範囲というものがあつたわけでございますから、そういうことによつて運用されていくよりしかたがないであらう、こう考へておるわけでありました。

○山中(吾)委員 何かこれだけでは、少しも通牒の弾力性のある、しかも前向きの学校経営の質疑応答にならぬと思ふので、ちょっと重複するかもしれませんが、いま一回簡単に聞きしすからお答え願ひたいと思ふ。

あゝ通牒は、学校教育法に規定してある指導要領に即して有益適切な教材の使用を抑制したり阻止したりする考へはないか、これはいかがです。

○福田政府委員 先ほど申し上げましたとおり、そのとおりでございます。

○山中(吾)委員 次に、一般の客観テスト等の使用については、適切なものについては使用を制限する意思はないか。

○福田政府委員 それも先ほど申し上げたとおりでございます。

○山中(吾)委員 それから、常識的なあるいは教育的な配慮から採用した副読本について、学校に、定価は関係ない、いま申し上げたような若干の寄付、寄贈が、常識的に見て教育的に差

しつかえないという点については制限する意図はないか。

○福田政府委員 先ほど申し上げましたとおりでございますが、常識的な範囲の処理ならば、私も別に差しつかえないだらうと思へます。

○山中(吾)委員 終わります。

○久野委員長 次に、三木喜夫君。

○三木(喜)委員 法案に入る前に、委員長の御了解を得て、大臣も見えておりますから一言お聞きしたいと思ふのですが、きょう国鉄の安全運転の現地視察に行つたのです。そのあと、国鉄總裁並びに副總裁と会つていろいろな話をしたのですが、その中で、私は文藝に關係のあるものとして見落とすことのできない重要な問題が二点あつたと思ふのです。大臣の見解をただしておきたいと思ふのですが、それは、四月からだんだん子供の通学の問題が出てくると思ふのです。その一つは、高校の進学、いわゆる学区制というもののが非常に広がつてきて、交通緩和どころじゃなく、交通がだんだん激しくなつてくるというふうな状況が出てきておりますし、さらにまた有名中学へ、校区を変更してでも、寄附してでもそつちへ行つて——居住を移すならいいですよ。そうでなくて、自分のうちから通うというところで、なお一そう試験じごくをうしろに受けて、子供たちがこの交通難の中をなお混雑さしていくというふうな態勢の中に入つていつておると思ふのです。これは国の交通が非常に混雑しておるといふこと、文教問題と関連がないとは言へぬと思ふのです、これは何とかせなければいかぬと思ふのです。その点どういうぐあいにお考えですか。

○灘尾国務大臣 東京のような状態から考えますれば、学校の行き帰りというところが交通の問題に關連なしとは考へません。またその間にいわゆる安全の問題もあるわけでありまして、いろいろな意味におきまして、交通問題につきましては、われわれとしても関心を払わざるを得ないわけでありまして、いわゆる時差通学と申しますか、そういうふうな問題につきましても、従来から東京でいへば都の教育委員会等で交通当局といふいろいろ話し合ひもいたしてまいつておると思ふのであります。また教育委員会の所管外の大学等の問題につきましても、政府のほうで交通当局と話し合ひをしまして、時差通学というふうなこともやつてまいつておるわけでありまして、なかなかこれが勵行されないうらみが実はあるわけでありまして、先般も国会におきまして、そういう御注意もございました。文部省としまして、また教育委員会としまして、この方面のことについて話し合ひを進めていく、こういうふうなことになるおるわけでありまして、お話のとおり、交通の問題と学校教育と決して関連なしとは私も考へておりません。

○三木(喜)委員 それについて要望しておきたいのですが、行政当局の責任においてできることがあると思ふのです。それは幼稚園から中学校、小学校でも有名校へ越境入学してでもどろんどろん行こうというかまがなくなつてきておる。いま大臣は東京都の例をとられましたけれども、東京都だけではありません。中都市から大都市はほとんどそういう傾向が強くなつてきた。かえつて交通の混雑に拍車をかけてお

る。若い生命をこんなものにぶち込んでいつておるといふ變形が出ておるのです。それで越境入学の問題やら試験じごくに拍車をかけるというふうな点を何とか考へていかなければいかぬのじゃないか、そういうふうな思ふのです。それで行政当局の責任においてできることは一べん考へてもいい。これは青少年の犯罪とも關係がありまして、考へていただきたい。

それから第二点は、国鉄總裁はこういうことを言つておるのです。国鉄の赤字経営をカバーするために、運賃を上げなければならぬ、特に当初定期券の割引を考へたのは、三割ほどしか定期券を使わなかったが、現在は八割も定期券の使用であるから、定期券の値上げをやらなければならぬ、特に通学の学生定期券もこの限りではないというふうなことを言つておるのです。そうすると、これをまた上げられるということになるが、父兄負担がまた重なることになるわけだ。いま国鉄当局の言ひ方は、われわれは文教の面にも協力をしておるのだ、国鉄だけが赤字を著せられるのはばかげておるから、国家の力で文教方面は文教方面で補償せい、こういう勢いです。だから、こういう問題も早晩出てくると思ふのです。四月からこういう問題を控えて、閣議で問題になれば——予算がきまつておるからしかたがないですけれども、そういう点もひとつ御見解を聞いておきたいと思ふのです。きょう私は行きまして感じましたので、時間をもつてお聞きします。

○灘尾国務大臣 越境入学あるいはまたいわゆる入学試験等の關係において交通に相当の影響を与えているだらうということはよくわかります。そのような問題につきまして、今後十分検討させていただきます。

なおまた運賃のお話もございましたが、これはどちらともつらいところだらうと思ひます。国鉄の立場からいへば、おっしゃることも御無理はないといふような点もございまして。同時にまた、いまお話がありましたように、通学費の負担の關係から申しますと、負担をするほうの側からいいますと、これまたつらい問題でございます。お互いにつらい、つらいと言つておつても、これはちがひがあかない問題だと思ひますから、そのような問題が起つてきたときには、双方話し合ひをして、適当なところに落ちつけるよりしかたがないのではないかと、このように考へております。そのような場合には、負担者の側にわれわれは立つのであります。十分検討させていただきます。たいと思ひます。

○三木(喜)委員 大臣、通学定期券の値上げだけは大臣の責任でストップしてください。こういうところまでしわ寄せをしなければならぬといふことは困りますから、その決意だけははっきりしてください。それでどうぞ参議院のほうに行つてください。

○久野委員長 次に、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。三木喜夫君。

○三木(喜)委員 今回提案されております義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案について質問

したいと思うのですが、この前の予算説明のときに、公立文教施設についての質問を見送っておりますので、これもこの際あわせて伺いたいと思う。

まずこの法律案を見ますと、なるほど政府のほうで改正された中で、教力所よくなくなっている点があります。第一は、小中の校舎の新築または増築に要する経費について、不正常授業の解消という立場から、普通教室になっておったのを、特別教室を含めて教室の不足の解消をはかられていること、これが一点。二番目に、その算定基準となる学校、建物の必要坪数は、児童、生徒数を基準とすることから学級数を基準とすることに改めていく。これは杉江さんの功績と言われているところで、私もこれはいいと思います。第三に、小学校の屋内運動場の新築または増築に対して三分の一が負担をするようにしている。第四に、集团的住宅の建設に伴う校舎の不足が生じた場合の配慮がなされていること、第五は、資格坪数の七〇％から八〇％国庫負担対象事業としたことや、坪単価の若干の引き上げ等の改善があります。しかし昭和三十五年度から新しい計画をもって公立文教施設の一その整備をはかる必要があるとこれに書いてありますが、大きな命題からいうと、このやり方は、私は徹底的な改善と言わなければならぬと思うのです。さらにまた新しい五カ年計画をもって公立文教施設の整備をやり、そして池田総理の言うところの人づくりをやるというのなら、その人づくりとは教育の環境と条件を整備することだと言っておるが、総事業量からこの仕事を見たときには、池田さんの言っておる人づくり

は、この環境と条件整備の上ではやっぱり縮くずれになっておると思う。これではもう人づくりも実質的、具体的面では内容がないことになるし、さらにこの一年間地方財政を圧迫することは必至だと思ふのです。

そこで総括的な質問から個別的な質問に入っていきたいと思うのですが、現行危険建物の改善事業、小学校舎の新増築事業、小学校屋内運動場の新増築事業の国庫負担率をなぜ二分の一にできなかったか。ただ屋体は三分の一をつけておられます。思い切って二分の一にこの際やればいいじゃないか。それをお聞きしたい。

○杉江政府委員 中学校校舎その他特殊なものについて補助率は二分の一になっておるが、小学校校舎その他については三分の一になっておる。これにはまず沿革的な理由があり、これについては御存じだと思いますけれども、戦後中学校校舎の急速な整備のために格別国が責任を持ち、これを助成しなければならぬというふうな差し迫った必要に基づいて事業を行なう、その際には他よりも特に必要な面については補助率を引き上げるといふ措置がとられたわけでありまして、そこで現在においてそういった必要性はその差別を設けるほどの理由があるかどうかという点については確かに問題でありますけれども、私はそういう趣旨もなお現在においても多少はあると思ふます。ただ私も多少は思ふます。ただ私も多少は思ふます。ただ私も多少は思ふます。

○杉江政府委員 中学校校舎その他特殊なものについて補助率は二分の一になっておるが、小学校校舎その他については三分の一になっておる。これにはまず沿革的な理由があり、これについては御存じだと思いますけれども、戦後中学校校舎の急速な整備のために格別国が責任を持ち、これを助成しなければならぬというふうな差し迫った必要に基づいて事業を行なう、その際には他よりも特に必要な面については補助率を引き上げるといふ措置がとられたわけでありまして、そこで現在においてそういった必要性はその差別を設けるほどの理由があるかどうかという点については確かに問題でありますけれども、私はそういう趣旨もなお現在においても多少はあると思ふます。ただ私も多少は思ふます。ただ私も多少は思ふます。ただ私も多少は思ふます。

○杉江政府委員 中学校校舎その他特殊なものについて補助率は二分の一になっておるが、小学校校舎その他については三分の一になっておる。これにはまず沿革的な理由があり、これについては御存じだと思いますけれども、戦後中学校校舎の急速な整備のために格別国が責任を持ち、これを助成しなければならぬというふうな差し迫った必要に基づいて事業を行なう、その際には他よりも特に必要な面については補助率を引き上げるといふ措置がとられたわけでありまして、そこで現在においてそういった必要性はその差別を設けるほどの理由があるかどうかという点については確かに問題でありますけれども、私はそういう趣旨もなお現在においても多少はあると思ふます。ただ私も多少は思ふます。ただ私も多少は思ふます。ただ私も多少は思ふます。

○杉江政府委員 中学校校舎その他特殊なものについて補助率は二分の一になっておるが、小学校校舎その他については三分の一になっておる。これにはまず沿革的な理由があり、これについては御存じだと思いますけれども、戦後中学校校舎の急速な整備のために格別国が責任を持ち、これを助成しなければならぬというふうな差し迫った必要に基づいて事業を行なう、その際には他よりも特に必要な面については補助率を引き上げるといふ措置がとられたわけでありまして、そこで現在においてそういった必要性はその差別を設けるほどの理由があるかどうかという点については確かに問題でありますけれども、私はそういう趣旨もなお現在においても多少はあると思ふます。ただ私も多少は思ふます。ただ私も多少は思ふます。ただ私も多少は思ふます。

ありまして、今回なし得ました最も大きなことは基準の改定、それから負担対象率の引き上げだと思ふますが、それと小学校の屋体を新しく負担対象にするということ、この三点が非常に大きな改善であります。そういう点の改善をまず優先させておられるわけでございます。もちろん今後とも私も十分努力したいと考えております。

○三木(喜)委員 あなたの御答弁の中にもありましたが、もう戦後二十年たつて戦後ではないのです。中学校と小学校との差をつけている理由は私は消えていると思ふのです。しかも昭和三十三年に衆参両院で二分の一の問題に附帯決議をつけておるので、だからこの際やっぱり思い切つてやってもいいのではないか。差別をつける理由がないとあなたがおっしゃるようになぜ差別がついたかはつきりとする理由を言ってください。

○杉江政府委員 私は現状においてこの差別を明瞭に根拠づけることは困難だと思ふます。ただ負担率の問題は、結局は設置者の負担の問題になるわけなんです。設置者の負担を軽減するといふ見地ではいろいろな方法があるわけなんです。設置者の負担を非常に多くしておいた原因には、まず第一にやはり施設基準、それと負担対象率、負担率は国の補助金という面ではかなり大きな相違がありますけれども、国の補助金の裏になりますところの部分についてはこれは起債がついていけるわけなんです。起債はいわゆる資格坪数一ぱいについているわけなんです。そういう意味におきましてその三分の一負担の残りの三分の二は全く市町村の

負担になっていっているわけではない、その財源については国として配慮しておるわけなんです。そういう意味におきましてその総体の国の配慮、国の助成、それは起債をも含めて考えましたときには、今回の措置において相当大幅にその引き上げがなされておる、こういう実態が出てきているわけでございます。そういう意味におきまして、私も補助率を引き上げたいと思ふことは望ましいし、今後努力したいと思ふますが、漸次改善してまいりたい、さしあたっては先ほど申し上げましたような基準の改定と負担対象率の引き上げその他単価構造比率の引き上げ等によって設置者の負担をできるだけ軽減してまいりたい、かように考えております。

○三木(喜)委員 戦後新しい中学ができて、それを建設するということによって市町村でも非常にその財政負担に苦しんだ。中にはそのために責任を負つてやめたような町村長もかなりあるのです。いまやはり学校の建設問題、どんどん老朽化していきまして、その問題はやはり地方の大きな財政負担だ。そこであなたのほうではそれを少しでも軽減したいという考え方でこういう法律案を出されたことはわかります。しかしながら地方からかなり大きな要望があなたの方のところに来ておると思ふます。どういふところからこういう要望をあなたの方のところにずっとやっていくか、その団体名をひとつ言ってみてください。

○杉江政府委員 私どもはあらゆる関係者からそういう陳情を受けております。具体的には、市町村長会から最も熾烈な御要望がありますし、また公立

文教施設整備期成会等からも毎年強く要望されております。また教育長協議会等からも大いにその御要望を受けております。

○三木(喜)委員 地方は非常にこのことに関心を持っておりまして、要望が強いのです。だからこの際——これもやらぬよりはましで、前進はしております。しかしなぜ思い切つたことをされなかったかというのです。特に先ほどから言っておりますように、三十八年の十二月十七日文部省所管の三十九年度概算要求重要事項別表を提示されて、その説明によると、対象の七〇％補助を一〇〇％にするのだということをやられたと思うのですが、それが八〇％になっておる。もうひとつ押し方が足りないじゃないか。あのとき私は一〇〇％で説明を聞いたと思うのです。そうじゃなかったのですか。

○杉江政府委員 私どもの目標としては一〇〇％を実現することでした。ただ結局それらについては私どもの力不足をおおむね以外にないのであります。実際問題として、この負担対象率を七〇％から一〇〇％にするといふことは、それだけで九十億円の予算が必要になってまいります。そういう問題で今回は基準の改定という最も恒久的な国の助成基準をつくるということに重点を置かなければならぬ。だから、負担対象率の引き上げは、今年度は一〇％でしたが、今後漸次その点を改善していきたい、こういうことで、やむを得ず引き下がるを得なかったということでございます。

○三木(喜)委員 あなたのほうは一〇〇％で要求をしておいて、そして自己

負担になっていっているわけではない、その財源については国として配慮しておるわけなんです。そういう意味におきましてその総体の国の配慮、国の助成、それは起債をも含めて考えましたときには、今回の措置において相当大幅にその引き上げがなされておる、こういう実態が出てきているわけでございます。そういう意味におきまして、私も補助率を引き上げたいと思ふことは望ましいし、今後努力したいと思ふますが、漸次改善してまいりたい、さしあたっては先ほど申し上げましたような基準の改定と負担対象率の引き上げその他単価構造比率の引き上げ等によって設置者の負担をできるだけ軽減してまいりたい、かように考えております。

規制をやっている。自分のほうでそれをコントロールせねばしょうがなかったのだという言い方ですけれども、結局押しの問題ですね。押し方が足らぬで、これだけに減らされた、私はこういうことになると思うのです。自治省が見えておられますか。

結局、何か自分のほうでコントロールしたという言い方ですけれども、そんなことをしてもらったら困るでしょう、文部省が。

○杉江政府委員 そういうことでは毛頭ございせん。私もとしては最善の努力をしたつもりでございます。しかし、予算編成の全体的立場からの判断で、今回はこの程度にした、こういうことでございします。

○三木(喜)委員 文部省と自治省と話し合っておるのでしょうか。共同戦線を張られておる。そうすると、どうもけしからぬのは大蔵省でしょう。それは自治省もくるから聞いてみたい。けれども、一緒にあなた方がやっておられ、自治省がどういう態度かあとで聞きたいから聞いています。

○杉江政府委員 自治省のほうからは、前々から負担対象率は当然一〇〇%にすべきだ、こういう御意見がございました。

○三木(喜)委員 余分なこと言うようですけれども、何か資料配付したとか、教育界なりに言うときにはものすごく目の色変えて、まなじりを決してやっておられたが、こういう点には実におとなしい。もう少しまなじりを決してやってください。何か自己コントロールしておられるような言い方で、非常に不満です。

それから、あなた方の要求にもない

です。し、前からの衆議院、参議院の要望の中にもないですけれども、一番いまだ対象にしなければならぬのは校地です。校地問題で各地では——なるほど校舎ではある程度補助もつきます。その補助も実にややこしいコントロールがしてある。それはあとで申し上げますけれども、校地問題をなぜ入れなかったのですか。そういう話は出たのですか。これはもう各地でみな寄付の対象になっておる。有形、無形にです。これをやってももらったら、地方財政は非常に助かりますし、父兄も助かるのですが、これはなぜ対象にしないのです。

○杉江政府委員 校地については、これを負担対象にいたします場合には、非常に技術的に困難な点がございします。というのは、土地の取得につきましては、寄付による場合もあれば、その価額が土地によって非常に違う。それからまた、整地を要するところもある。こういうように、助成対象の土地価額が確定しにくい事情があるわけなんです。そういう技術的困難——これはもちろん絶対的な困難ではないでしょう。しかし、そういう困難性もあり、かたがた学校教育の実施には、何と言ってもやはり校舎を建てるというところ、それが重要だという観点から土地の購入は負担対象としてこなかったわけでございます。ただし、これについては起債の対象には漸次いたしておる。ことに今年度においては、公立学校共済組合の資金運用と関連いたしまして、その起債ワタを広げておるような次第でございします。

○三木(喜)委員 校地については、なるほどいまあなたが言われたようにケースによって地価の状況が違いますから、それは困難である。しかしながら、ここに問題があるということには御承知であると思うのであります。さらにまた、この例は別問題であるかもしれせんけれども、官吏の超勤手当の問題。超勤費が非常につかみにくい。つかみにくかったからそこにまた一律にどうするかという方法も考えられる。だから、ここに非常に問題が起きているというところをえ方をすれば、校地の問題についてもおのずから道が開ける。ましまちだから対象にするのは困難だというような考え方であつては、おそらく地方も納得しないだろうと思ひます。いまここにしわ寄せをされておる。だから、そういう点についても、次年度の計画を立てられるときに、やはり補助の対象にするような考慮が望ましいと思ひます。

それから、法文の形態の上で申し上げたいのですが、法律の上では、第三条「国の負担」とところで、一項「不正常授業を解消する」、これが改正案では「教室の不足を解消する」ということになっております。これはことばを変えたわけですが、「教室の不足」ということを言うためには、もちろんこの中に特別教室を入れるという意図もありません。不正常授業というものは、これは規則とか省令とかこういうものでこれを規制しておるようです。不正常授業とはこういうものであると施行令でこれをやっていると、私は、これだけのことで「教室の不足」というようにことさら名前を変えなくても、施行令で措置ができるではないかと思うのです。ことさらこれをやったという意味

合いはどういふところにあるのか。ちよつと解釈に苦しむのです。政令でやればよいのじやないかと思うのです。が、その点はどうですか。

○杉江政府委員 現在法律で不正常の場合に助成するところがあるわけなんです。もし政令で措置いたしますと、不正常という概念をそのまま残しまして、その中身として特別教室のない場合もこれは不正常授業だ、こういうふうにするところになるわけでございます。そういう方法も私も一応考えたのでございします。しかし、根本的に考えると、不正常授業を解消するといふのは、いわば戦後の混乱期において、あの逼迫した状況を改善するために国が施設について特別の補助をするという考え方のもとに使われた用語でございします。だから、もはや戦後でないという今日においては、不正常授業の解消のために国が助成するという考え方ははずしたほうがベターではないか。そういう意味におきまして、むしろ不正常授業でなくして、教室の不足という事実があれば国が助成するのだ、こういうふうにするのが考え方の上においてすっきりしているし、これはそのほうが一その改善になる、かように考えたわけでありました。

○三木(喜)委員 私はこの不正常授業を解消するためということばは、むしろ意味がないだらうというところは、これだけではないのです。二、三、四、五それから六、これらを検討いたしてみますと、実際は私は第三条無用論です。なぜかという、二分の一を負担するとおっしゃるけれども、八〇%にすれば五分の二になるわけですね、五分の四が八〇%ですから。それ

の二分の一ということになったら五分の二です。実際は二分の一の値打ちはないのです。そして法律だけは二分の一というふうになつておるけれども、むしろ先がたからずつとやうております八〇%にするところがある、この法律のインテリゲンチヤになってくるわけです。こういうことをいっておりながらその実は五分の二しか負担していない。国が法律では二分の一といつておりながら、八〇%だから五分の二でしよう。三分の一になればまだしもです。そこで、こういうことを麗々しく掲げてやっておりますけれども、従来からこの意味がなくなつてしまつていくわけですね。法律形態としてこれでいいかどうか。実際はだんだん地方の負担をふやすようなことをしておいて、法律だけはそのまゝにしておく。そこでこの問題を言つたわけですが、どうですか、この問題は、まあ、形式論です。

○杉江政府委員 ただいまの負担対象率の問題でございしますが、これは実は国の負担の対象とする総事業量を算出する場合の算定方法でございまして、実際に補助金を算定する場合に、常にこの率を使つて個々具体的補助金を算定しているかというところではございせん。現にいままで学校統合のごとき場合においては、これは設置者の負担が非常に大きいものですから、実際には九〇%以上の負担対象率にいたしております。いままでも平均すれば負担対象率はかなり上回つております。結局、この負担対象率の考え方の理論は、かつて財政的な余裕のある府県においては、全く国の補助金を目当てにせずに自己財源だけでつくつたも

のが相当であったわけでございます。それを全国集計しますと、おおよそ三割程度になる、こういうことがその発端をなしてあるわけでは、だから現在においても負担対象率は、個々の補助金算定の場合に用いられている、こういうものではございません。それじゃ、実際一〇〇%常に対象にしているかという、そういうことでもございませう。その間一〇〇%と、この予算算上使われる負担対象率の中間をとって実際に補助金を算定しております。今後はますますそういった実際の補助金算定の率を引き上げるように努力したい、かように考えているわけでございます。

そのことと先ほどの表現の問題でございますが、一応法律の表現としては私は必ずしも矛盾ではないと思う。実際法律の表現としてはこういうことになると思うのでありますが、ただおっしゃるような点をぜひ改善しなければならぬことは当然のことでございます。その改善のためには、先ほど来申し上げておりますように、基準の改定に今後はお一そう努力するということ、それから負担対象率を引き上げるといふようなことで十分努力してまいりたいと思っております。

○三木(喜)委員 五分の二ならそのものずばりで五分の二と書いておくほうがややこしくなくていいのです。回りくどいことを言わずに——みな地域によつて違いますか、違わないでしょうか。項目によつて違ふのでしょうか。危険校舎とか統合とかいうことによつて違ふのでしょうか。

○杉江政府委員 われわれが実際補助金を算定する場合に、これは県と具

体的な問題について話し合うわけですが、場合によつては県が一定の合理的な基礎で算出したワケに当てはめる際に、個々の学校にいく補助金は少なくとも、より多くの学校を補助の対象にしてくれ、こういう要望の強いところは、その負担対象率を多少下げ、対象校をふやすというような操作も行なわれておるわけでございます。しかしできるだけ個々の学校にいく補助金はたくさんにしてくれ、そのかわり件数は少なくてもよろしい、こういうような場合もある。そういう点はかなり弾力性を持った、実情に即するような運営をいたしております。

○三木(喜)委員 あなたの方のおっしゃるのは、コントロール・システムとしてこれは置いておく、その程度の役割りですね。そこで自治省が見えておりますが、お聞きしたいのですが、いま七〇%を八〇%にした、こういうことで、当初文部省はこれは一〇〇%にして予算要求しておるのです。自治省も一緒にこれ要求していった、こういうことなんですね。それが八〇%になって、地方財政を圧迫するような状況が出てきた。しかたがなかったとはいふものの、自治省はそれでいいのですか、その点お聞きしたい。

○岡田説明員 ある程度地方団体が単独でやる事実はございまして、またそれが必ずしもいけなことも申せないとはいへない、ただ前提として単独が割り込むという姿はなるべく少ないほうが期待されております。自治省といたしましても、各省の五カ年計画なり何なりいろいろ計画がござい

が、それについて相談を受けますことに、いわゆる単独部分のあり方についていろいろ希望も申し上げております。今回も、従来のいわゆる七、三という問題であるかと思っております。まあ八、二ということも漸進しております。文部省の御努力を多としておりますが、さらに一そう改善されていくことが期待されております。しかしながらまた別に地方の財政力や何かによりまして、ある程度内容の充実をさらに進めていくというところは、近いうちに段階にそつと方向に、より改善した姿で進んでいくことは常時望ましいことである。ただ計画を立てる場合にもなるべく合理的に配慮することであると考えております。

○三木(喜)委員 自治省のいまおっしゃるの、公正な立場に立つて今度の一〇〇%が八〇%になった。これも漸進的であるからやむを得ぬというようなお考えですけれども、私がわざわざ自治省から来てもらったのは、評論家的にあるいは公正な判断でやるよりも、自治省の管轄の地方の団体に具体的にその負担がやはりかかってくる。一〇〇%希望したのにこれができなかったのは非常に遺憾だ、われわれとしてはこれをどうしても実現したい、その実現の方途をわれわれとしては今後努力するんだ、こういうようなことなれば私は満足するのですけれども、そういう前向きな姿勢や、何となくもういふやういふに実現するんだというやうな、地方の要望なり現状から勘案して、あなたのほうにはそういうかまへはないのですか。何か、文部省はまあこの程度ならよくやった、けっこうですというやうな言い方だけに終

わつておるのは、非常に不満です。この点どうですか。

○岡田説明員 もちろんこれで十分であるとも考えておりませんが、やはり総合的に判断いたしましたら、たとえば構造比率の問題でありまして、たとえば省が当面一番力を注いでおりますのは、補助単価の問題でございます。補助単価の問題につきましても、今回平均七〇%ぐらいですか、上がっておりますが、やはり自治省として見ました場合には、なお一そう合理化の余地があるのではないか。もちろん全面的に改善されることが期待されるのは申すまでもございませぬけれども、いろいろの問題を総合的に改善していく、できる限り前向きに処理していくというところであるというふうに判断いたしております。したがって、二割を地方団体にまかせることはやむを得ないというふうに申し上げておるのではありません。逐次やはりそういう問題についてもさらに総合的な判断から合理化されていくべきものである。別にいまの単価の問題につきましても、さらに一そう自治省としましては、大蔵、文部各省に強く相談いたしまして、なるべく実情に合わせるように持っていくたい、かように考えております。

問題だから考えてもらわなくてはならぬということ、それから地方の財政が非常に逼迫してきておる。あなたの管轄区域の問題ですね。だからそういうような立場からいへば、あなたは総合的、合理的にこれを進めていかなければならない、したがって一〇〇%にはならなかったけれども、八〇%じゃないか——これは減ったよりはいいのですけれども、全体から考えてみると、二分の一の八〇%では五分の二になつてしまふのです。そして地方の負担は五分の三にかつてくる。これでは自治省として力を入れてやる問題点でないかというのを言つておるのであります。全体的に見なければならぬということはおわかりませう。今度は総花的な予算ですよ。物価が上がっただけ予算がふえた。特に文教予算というのはオリンピックまで組み込んでおるのである。そして南極の観測の金も含んでおるし、全体では上がったが下がったかわからないのです。その中で地方の負担を軽減しようとする自治省の意欲を私は聞いておるわけです。

○岡田説明員 直接お答え申し上げます前に、来年度の地方財政計画では、全体では約二〇%の伸びのところで単独事業で三六・五%ということと四千二百億ばかりの単独事業を用意いたしております。これは地方自治の伸長という意味からは、単に補助金を受けてやるばかりが能ではない。補助金を受けないで単独でやれるところの分野というものを大きくしていくことが、地方団体の力をつけながら実際に自治の自主性を高めるゆえんである、かように考えております。したがって、ある程度は積極的に単独でもってやる

ことも推進しなければならぬ。ただ、国がいろいろと総合的な計画を立てます場合に、いわゆる国家の財源的な見地からだけ単独を強制的に割り当てるといふようなことは避けなければならぬ。したがって、自主的な単独事業は伸ばしながら、計画の中に単独事業を予定するような場合にはどういふふうなものを単独事業として期待するかというのを、それは各省それぞれに考え方と立場の相違がございますから一律にはまいりませんけれども、自治省といましては、どういふふうなものを地方の単独事業に期待しどういふふうなものを補助行政で進めていくかというのをなるべく明らかにして推進してもらうように、各省に協力といひますか呼びかけておるのであります。そういうふうなことにいたしまして、従来三割の計画上の単独事業といふものはとりあえず二割程度に押えられることになりましたけれども、さらに二割の単独事業をどういふふうな方向に期待されるかということは、文部省の方からまた御協議願ひまして、私どもとしても必要な意見があれば言わせていただいて、二割の単独事業が十分生きていくような方向に考えてまいりたい、それに対する財源措置につきましては、ただいま申し上げましたように、地方財政計画全体の中において財源とともに相当程度予定したつもりでございますので、さよう御了承願ひます。

○三木(喜)委員 大体自治省の腹がまへはわかりましたが、そうするとこの一〇〇%も漸次改善していかなければならぬというお考えがあるのですか。文部省がことし出したのですよ。あな

た方は共同で全体のケースの中で判断しなければならぬ問題でもあるわけですから、いっ一〇〇%にするという考え方、青写真を持つていけるのか、そういう点をひとつ明らかにしてください。ただ場当たり的にこれはどうかしなければならぬということだけでは、私たちは満足しませんから……。

○岡田説明員 ただいま申し上げましたように、単独事業必ずしも悪いのではありません、どういふふうなことに単独事業を期待するか、そういうことがただ財源の見地からだけでは自治省としても賛成しがたいのでありますけれども、事柄として単独事業にどういふふうなことを期待していくかということにさらけ明らかにしてまいりたい、かように考えております。

○三木(喜)委員 文部省はいつやるのですか。

○杉江政府委員 私どもはなるべく早く、漸次改善していきたいと考えております。

○三木(喜)委員 三十九年度の政府の要求では、義務制小中学校舎については、まず社会増、それから普通教室、特別教室、不適格校舎七十一億九千二百万円を要求されておりますね。そういたしますと、全体計画というものがやはり立っておらなければいけないと思うわけですが、何年でこれを解消して、全体計画をどれくらいに置いて、そして本年度の負担をどれだけにするかということをお初計画を立てられた分について、いま申しました社会増、普通教室、特別教室、不適格校舎、合計幾らかという計画をひとつ言っていただいたいの思いです。

○杉江政府委員 全体計画としまして、義務制については五百七十九万坪を要求したわけでございます。これに對して三十九年度は九十七万七千坪が認められたわけでございます。そこで全体計画の坪数といたしまして、なお大蔵省と協議の上、いろいろな点について基準も当初計画より多少下がっております。そのようないろいろな点で補正をいたしまして、義務制につきましては四百四十三万坪を全体計画の数字として考えております。そのうち三十九年度は九十七万坪を対象にして整備する、こういう計画にいたしております。もちろん本年度の予算は全体計画の上からいまして十分とは言いがたいのであります。私どもはこの四百四十三万坪を生徒数の標準化したします四十三年度までに整備するといふ目標のもとに今後漸次予算をふやしていきたい、かように考えているわけでございます。

○三木(喜)委員 私の質問したとおり御答弁いただいたのですがね。小学校の場合、社会増、普通教室、特別教室、不適格校舎と分けて、中学校の場合、社会増、特別教室、不適格校舎と分けて四十三年度までとおっしゃいますから、四十三年度までの全体計画はこれだけだ、そして本年度これに對してこれだけの要求をし、それに対して決定はこれだけだったというようにひとつ分けて御答弁をいただきたいと思うのです。全体はそれでわかりました。

○杉江政府委員 まず要求数字から申し上げます。全体計画としては小学校社会増七十七万二千坪、普通教室三十三万四千坪、特別教室二十八万八千坪、不適格校舎二万坪、計百三十一万坪、こ

れは小学校における当初私どもが要求いたしました数字でございます。中学校につきましては、社会増二十八万七千坪、特別教室三十四万一千坪、不適格校舎五万六千坪、計六十八万五千坪でございます。これに對して大蔵省と折衝の上、全体計画の坪数として積算の根拠になっております数字を申し上げますと、いま申し上げましたのは校舎でございますが、小学校の校舎につきましては九十二万一千坪、中学校につきましては四十八万三千坪、これが全体計画の坪数でございます。三十九年度の対象となる小学校は十一万坪、中学校は七十七千坪でございます。

○三木(喜)委員 そうしますと校舎について小学校は社会増が七十万坪、普通教室が三十万坪、特別教室が二十八万坪、不適格校舎が二万坪、合計百三十一万坪、それに対して本年度は九十二万坪しか認められなかった、こういうことですか。

○杉江政府委員 小学校については九十二万坪でございます。

○三木(喜)委員 それだけ認められたのですか。

○杉江政府委員 それは全体計画の坪数でございます。

○三木(喜)委員 本年度の……。

○杉江政府委員 いや、これは新年次計画の全体計画の坪数がこういうことでございます。

○三木(喜)委員 百三十一万坪が九十二万坪になってしまったということですね。

○杉江政府委員 そうです。

○三木(喜)委員 そうして本年度分としては十一万坪……。

○杉江政府委員 そうです。

○三木(喜)委員 わかりました。中学校は全体計画は六十八万坪、そうしてそれが四十八万坪に減らされて、本年度は七十七千坪ですか。

○杉江政府委員 そのとおりでございます。

○三木(喜)委員 そうすると全体計画が大きく後退しておりますが、これにどういふぐあいにして四十三年度までにあれを完遂していく、そういう方途が立ちますか。

○杉江政府委員 これは私どもの当初実現したいと考えてました基準は、かなり理想に近い高い基準を用意しておいたわけでありまして。ところで、いろいろ折衝の結果、今後数年間の目標としては、もう少し現実的に基準も下げるべきだといふようなことで、いろいろ折衝いたしました結果、ある程度大蔵省の主張をのんでその基準を下げたわけでございます。そしてその基準によつて計算いたしますと、やはり基準が少し動きますと不足坪数で大きく影響してまいります。そういう結果このような数字に圧縮を見たわけでございます。

○三木(喜)委員 そうすると、理想と現実という話なんです。結局理想というものは、実際に校舎がそれだけ老朽化してくるので、あなた方はその数をあげられたのでしょう。現実というものは、国の全体予算の中から削られたものが現実である。こういうような把握のしかたのように思うのですが、私たちはその現実というものは、いま校舎がだんだんと老朽化してくる、したがって子供たちには危険であるといふその危険の坪数を耐用年数によつて

計算したのが現実である。それが現実でないということになれば、その基礎になるところの問題をあなた方はサベを読んでおったのですか。

○杉江政府委員 危険建物の判定を耐力度の四千五百点で押えるということとは、従来と何ら変わりません。それを新しく全国調査してその数字を出したのが先ほど申し上げました要求数字であります。ただ現実には要改築評価を計画いたします場合には、それを新基準によって適用して、新基準を当てはめてみて不足評価を出すわけでございまして、しかし、その基準が変わりますと、要改築評価は相当減ってまいります。だから、その危険な建物をも放置するということのような、そういう考え方をとっているわけでは毛頭ございせん。ただ基準が減りますから要改築評価数が相当減ってくる、こういう関係になってこのように圧縮されるわけでございまして。

○三木(喜)委員 自治省のほうとして、あの見方はどうですか。私はちょっと納得がいかなところなんです。現実の把握のしかたです。

○杉江政府委員 もう一度私から説明させていただきますが、危険建物の判定は何らいままでと変わっておりません。それを何か折衝の結果、いままでは四千五百点以下のものを不良対象にするということ、たとえば四千点に引き下げたとかいうふうなことでは毛頭ないわけですね。ただ、この危険建物で改築しなければならぬものがどの程度になるかということの積算には、これは当然基準が大きく関係してくるわけなんです。従来のような基準ですと、この要改築評価が激減

してしまふのです。それは数字もどこかにあると思いますが、従来の基準で計算いたしますと、ものすごく減ってしまう。それを防ぐのが今度の改定のむしろ大きな目的なんです。そういうことで、基準の大幅な増加を私どもは一応ねらったのですけれども、そこは基準についてはいろいろな考え方がありまして、今後数年間の基準としてはやはりこの程度にとどめたらよろうという線もある。そういう点で私どもも納得して基準の圧縮をいたしましたわけでありまして、基準を圧縮いたしますと、要改築評価数が相当減ってくる。これは実は非常にいい資料などもあるわけなんです。基準が少し動きますと非常に減ってくるわけです。

○三木(喜)委員 公立文教施設整備促進協議会とか、こういう団体にあなた方が指導されておられるのですが、その指導の中で小学校の普通教室の全体計画としての不足分三万四千三百八十六坪ですか、こういう指導がなされております。それから、いま言う不適格校舎にしてもあるいは特別教室にしても、全部数字は合っておるのです。そういう指導をされて、これをまとも

に信じて、そうしてあなたの方のほうにまた再度これをひっくり返して要請してきておるのです。これはあなたの方の指導だと思ふのです。それが、予算査定の結果非常に少なくなっている。これは私は別にバナナのたき売りじゃないと思う、こんな校舎の問題については、それを基準云々でこうなっているということもわからぬことではないです。そういうことで全体計画を立ててくれというところでやがましきうってきておるのに、非常に少なくなってきた。

た。負担額においても、あなたの方の要請としては九十億、事実は七十一億でしよう。七十一億にもならぬ、全体として、うんと減ってきております。それで私たちが心配するのは、全体計画がそれではやれないじゃないですか。著しく減らされてしまつて、それを五

年間積み重ねても半分にも満たないというところまで起ってくる。そこで、どこかでそれを獲得しなければならぬ、突破しなければならぬという事態に追いやられるのではない。また、その見通しがなければ何のために全体計画を立てたか、何のために大体五カ年計画、新五カ年計画を立ててこれを遂行しようとしておるかというところが意味がなくなるのです。その点を心配するわけです。

○杉江政府委員 新しい計画におきまして全体の数字については、先ほど申し上げましたような事情で当初計画よりも圧縮されましたが、しかし、新しい基準で計算いたしました推定数字については一応大蔵省もこれを了承しているわけなんです。それから言いますと、初年度三十九年度の予算は必ずしも十分ではございません。しかし従来に比較

いたしますと相当大幅な増加になっておりますし、なお今後予算の増額に努力いたしまして、この全体計画の達成に非常な努力を重ねてまいりたいと考えております。

○三木(喜)委員 そういたしますと、七十一億九千二百万円要求したに対して四十四億ですね、小中の場合。こういうことなのですね。そうですか。その点ちょっと……。

○杉江政府委員 ちょっといま七十一億という数字が私どもの数字とびつた

り合わないところがございしますので、研究させていただきたいと思ひます。——ただいま先生の言われたとおりの数字になっております。

○三木(喜)委員 そうなっていますね。そこで四十四億で大蔵省も認めておるのですから、これでけっこうです。という言い方は問題がある。文部省で不足なら不足で、大蔵省が認めたって、これは向こうは削るほうですか、あなたの方のほうでこれでいいかどうかということですね。これがよかつたら五年計画を立ててみたって足らぬのです。そこで私の聞いておるのは、それに対する打開策はどうするかということですね。

○杉江政府委員 この五カ年計画は毎年均等という約束はいたしておらないのであります。今後漸次これをふやしていききたい、また全体の数字から見ますと、ふやさなければこの計画の達成は困難であるということは、数字の上から当然言えますので、今後十分な努力をしていききたい、こう考えております。ただこの三十九年度の予算も、従来に比べれば大幅に伸びているわけではございまして、この点はお認めいただきたく考えております。

○三木(喜)委員 認めるべき点は最初に認めておりますから。ただ大幅に伸びたといつても、単価の問題にしましても、物価高ということが並行していつておりますから、そういう点も考へると、一がいには喜ばないのです。まして大幅に削減されておるでしょう。そういう点では計画が立たないのですから、あなたは今後努力するということ

まだ細別してお聞きしたいと思ひますけれども、残余の問題については、きょうは質問を保留いたしましたので、この次にしたいと思ひます。

○久野委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十三分散会

文教委員會議錄第十号中正誤

ハ 段 行 誤

正

参考人

一 参考 (岐阜県郡上郡
人 欄 美並村立郡南中
学校教諭)

小川 朋二君

(岐阜県郡上郡
美並村立郡南中
学校教諭)

小川 朋二君

参考人

(岐阜県各務原
市立那加中学校
教諭)

竹沢 享君

(岐阜県各務原
市立那加中学校
教諭)

竹沢 享君

参考人

(岐阜県高等学
校教職員組合執
行委員長)

山岸 一君

(岐阜県高等学
校教職員組合執
行委員長)

山岸 一君

参考人

(岐阜日日新聞
社編集局報道部
副部長)

三輪 隆正君

(岐阜日日新聞
社編集局報道部
副部長)

三輪 隆正君

参考人

(岐阜県教育委
員会教育長)

伊藤 一郎君

(岐阜県教育委
員会教育長)

伊藤 一郎君

参考人

(岐阜県立加納
高等学校校長)

大沢 幸平君

(岐阜県立加納
高等学校校長)

大沢 幸平君

専門員

田中 彰君

専門員

田中 彰君

